

令和3年度新営予算単価【概要】

■目的

この基準は、機能・目的に応じた適正な工事費を確保することにより適正な水準を有する官庁施設（国家機関の建築物及びその附帯施設）の整備を促進することを目的に、予算概算要求等に当たって官庁施設の新営に必要な工事費の算定に用いる単価等を定めたものです。

■主な内容

- ・ 延べ面積1㎡当たりの工事費単価（第2 標準予算単価）
- ・ 第2に加えて、実情に応じて計上するものの算出方法（第3 標準予算単価算出基準）
- ・ 第2及び第3で算出した工事費（東京における工事費）を、各地域におけるものに補正するための指数（第1 地域別工事費指数）

※ 「第2 標準予算単価」は、各府省庁において統一的に使用するものとして「官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議」で決定された統一基準です。

■主に使用する時期

- ・ 企画立案段階

■適用方法

- ・ 予算概算要求等に当たり、官庁施設の新営に必要な工事費を算定する際に計画内容（建物の用途、構造、階数、延べ面積等）に応じて適用します。

■適用に当たっての留意事項

- ・ この基準に記載の標準予算単価は、官庁施設の新営に必要な工事費の単価を建物の類型ごとに示したものです。標準予算単価に該当する類型がある場合については、この基準を用いて工事費を算出することができます。

なお、計画内容（建物の用途、構造、階数、延べ面積等）は、その建物において行われる事務及び事業に応じて、地域性、機能性、経済性、環境保全等の観点を総合的に勘案して決定します。標準予算単価に該当する類型がない場合には、実情に応じて工事費を算出します。

- ・ この基準の目的は冒頭に記載のとおりであり、設計、施工等の事業実施の過程で計画内容の変更の必要性が認められる場合に、所要の手続により当該変更を行うことを妨げるものではありません。